



内 1級/月額5万円、2級/月額4万円

**34 心身障害者扶養共済制度**

対 心身障害者の保護者で、次の要件に該当する方  
 ① 加入者（保護者）の年齢が毎年度の4月1日時点で65歳未満であること  
 ② 加入時、県内に住んでいること  
 ③ 加入者は特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること

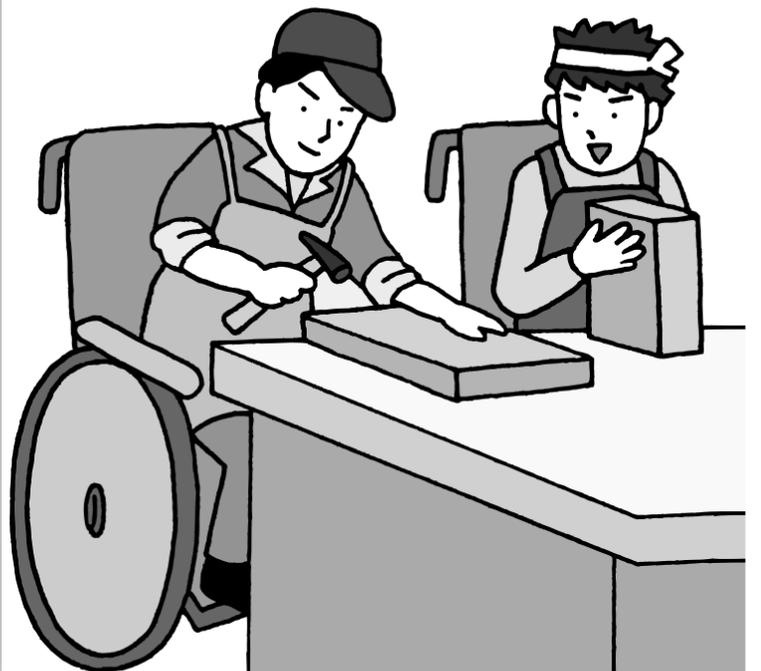
内 扶養共済加入者が死亡または重度の障害状態になった場合、障害者に年金が支給されます（1口/月額2万円、2口/月額4万円）。

また、障害者が死亡した場合は、弔慰金（加入期間に応じて2万円、5万円、10万円2口目も期間に応じる）が支給されます。

この制度は共済制度です。加入者は掛金（年齢により1口3500円、1万3300円）を納めます。また、所得により掛金が減額または免除になります。障害者1人につき、加入者1人、2口まで加入できます。

**医療**

問 障害福祉課障害福祉係 ☎ 453・428



**35 重度心身障害者医療費助成**

対 身体障害者手帳1〜3級および療育手帳A、A、Bの方、精神保健福祉手帳1・2級で老人保健法の障害認定を受けた方  
 ※65歳以上の方で老人保健法の障害認定に該当される方は、老人保健受給者証の交付が受けられます。

内 医療機関や院外処方薬局の窓口で支払った医療保険適用内の自己負担分を申請により支給します。

内 医療機関や院外処方薬局の窓口で支払った医療保険適用内の自己負担分を申請により支給します。

**36 更生医療（自立支援医療）**

対 18歳以上で身体障害者

手帳を持っている方  
 医療保険の対象となる診療のうち、特に障害の軽減、社会生活を容易にする効果がある治療に対し、医療費負担を軽減することにより医療を受けやすくするものです。

この医療は、国または都道府県が指定する医療機関で受けられます。適用されるのは角膜炎手術、関節形成手術、外耳形成手術、ペースメーカー移植術、血液透析療法、じん臓移植後の抗免疫療法などです。

事前に申請が必要です。障害状況や所得状況により対象とならない場合があります。

事前に申請が必要です。障害状況や所得状況により対象とならない場合があります。

事前に申請が必要です。障害状況や所得状況により対象とならない場合があります。

**その他の経済的援護**

問 障害福祉課障害福祉係 ☎ 453・428

**38 修学資金の支給**

対 身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方で、学校教育法に基づく高等学校、大学、高等専門学校および専修学校に在学している方（八潮市に引き続き1年以上住民票をおいて居住していること）  
 内 下表

**39 手帳診断書料の補助**  
 対 身体障害者手帳の新規・等級変更等を申請する方が住民税非課税世帯の場合、申請時に必要な身体障害者手帳の診断書料を補助（補助上限額5250円）します。条件等の詳細は障害福祉課でご確認ください。

区分		支給額(月額)	
高等学校	全日制	10,000円	
	定時制	5,000円	
	通信制	3,500円	
大学	全日制	4年制	32,500円
		短期大学	25,500円
	夜学・通信制		17,500円
高等専門学校		16,500円	
専修学校		6,500円	

